

鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県バス協会及び一般社団法人鳥取県ハイヤータクシー協会の会員事業者（以下「事業者」という。）に所属するバス等の運転業務に従事する者又は運行管理者、その他運行に係る業務に従事する者（以下「運転業務従事者」という。）が、鳥取県の実施する放射線防護に関する基礎知識及び防護資機材の活用方法等を習得するための鳥取県原子力防災業務関係者研修（以下「研修」という。）に、事業者が自社に所属する運転業務従事者を受講させようとする際、当該研修受講者の業務を代行する者的人件費等相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減することで研修を受講しやすい環境を醸成するとともに、原子力災害時における安全な住民避難手段の確保を図ることを目的とする。

(本補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成に資するため、事業者に対して予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、研修の期間中、研修受講者（運転業務従事者）の業務を支援するために要する人件費相当額（以下「交付対象額」という。）の額以下とする。また、研修受講者（運転業務従事者）1人当たり一会計年度10千円を限度とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）と併せて、運転業務従事者に研修を受講させた日から7日を経過する日又は当年度末の日のいずれか早い日までに提出するものとする。

2 規則第5条の申請書（同条第1号及び第2号の書類を含む。）及び規則第17条第1項の報告書（同条第2項の書類を含む。）は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定と併せて、交付申請及び実績報告を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付決定額の確定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付対象額の変更に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(雑則)

第7条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月10日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年　月　日

鳥取県知事様

住所
 申請者 氏名 (団体の名称及び代表者の氏名)
 電話番号

鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

〇〇年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条及び第17条の規定により、下記のとおり申請及び実績報告します。

記

1 交付申請額及び実績報告

① 算定基準額	円(受講者1名あたり10,000円を限度とする)		
② 交付申請額	円		
③ 研修受講日	年　月　日		
④ 受講者の氏名・職務内容	氏名 職務内容 <input type="checkbox"/> 運転業務 <input type="checkbox"/> 運行管理者 <input type="checkbox"/> その他 () ※ : : ※受講者の職務が「□その他」の場合は、従業者に対する伝達研修を実施した日と実施方法を記載してください。 <input type="radio"/> 実施日 年　月　日 <input type="radio"/> 実施方法 : :		
⑤ 受講者の職務を代行する者の氏名及び職務内容	氏名 職務内容 <input type="checkbox"/> 運転業務 <input type="checkbox"/> 運行管理者 <input type="checkbox"/> その他 () : :		

2 他の補助金の活用の有無

研修の受講に当たり、他の補助金の活用の有無を選択してください。補助金の活用があるときは、当該補助金の名称及び補助金の額を記載してください。

無 有(→補助金の名称及び額:)

3 補助金の振込先

金融機関の名称				支店名				
口座番号	普通 当座 別段							
フリガナ								
名義人								

番号
年月日

様

鳥取県知事 ○○ ○○
(公印省略)

○○年度鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

○○年○○月○○日付の申請書で申請のあった鳥取県原子力防災業務関係者研修受講支援事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

（担当：○○ 連絡先 0857-26-○○○○）

記

1 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- (1) 算定基準額 金 円
(2) 交付決定額 金 円

2 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の（2）の交付決定額のとおりとする。

3 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるものほか、本交付金の交付について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。